

- 1 開催日時：平成 23 年 8 月 12 日（金） 17：00～17：37
- 2 場所：内閣総理大臣官邸 4 階大会議室
- 3 出席者：
  - 内閣総理大臣 菅 直人（冒頭挨拶）
  - 内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（行政刷新） 枝野 幸男（議長）
  - 総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 片山 善博（議長代行）
  - 財務副大臣 五十嵐 文彦
  - 国家戦略担当大臣 玄葉 光一郎
  - 厚生労働大臣 細川 律夫
  - 全国知事会会長 山田 啓二（副議長）
  - 全国都道府県議会議長会会長 山本 教和
  - 全国市長会会長 森 民夫
  - 全国市議会議長会副会長 水野 淳
  - 全国町村会会長 藤原 忠彦
  - 全国町村議会議長会会長 高橋 正
  - 内閣官房副長官 仙谷 由人（陪席）
  - 内閣官房副長官 福山 哲郎（陪席）
  - 内閣官房副長官 瀧野 欣彌（陪席）
  - 内閣府副大臣 山口 壯（陪席）
  - 総務大臣政務官 逢坂 誠二（陪席）
- 4 協議事項：
  - 国と地方の協議の場分科会について  
（社会保障・税一体改革分科会について）
  - 子ども手当について

---

○挨拶等

（枝野内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（行政刷新）） ただいまから「国と地方の協議の場」を開催します。

本日はお忙しい中、御参集いただき誠にありがとうございます。

本日の協議事項は「国と地方の協議の場分科会について」、「社会保障・税一体改革分科会について」及び「子ども手当について」であります。細

川大臣に臨時議員として御出席をいただいております。そして、去る8月4日の与野党3党合意について玄葉大臣から御説明いただいた上で、特別措置法案について細川大臣から御報告をいただくことといたしております。

では、これ以降の会議の進行については、逢坂政務官にお願いをいたします。

(逢坂総務大臣政務官) 逢坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日は菅総理に御出席をいただいておりますので、最初に総理からご挨拶をいただきます。

(菅内閣総理大臣) この国と地方の会議ということを経験によって決めさせていただいて、1回目を行った後、今日は2回目ということになります。どうも御出席ありがとうございます。

今、官房長官の方からもお話がありましたように、今日は具体的な課題で御相談というか、いろいろな御意見を伺いたいということで、幾つかの要素がありますが、私の方からは特にその中でも、子ども手当についてのことだけ申し上げさせていただきます。

これについては8月4日に、国会レベルの話ではありますが、民主党、自民党、公明党の間で一定の合意がなされました。しかし、この実務を担っていただいているのは言うまでもなく地方自治体でありますので、その中身について、あるいは今後のあり方についても、国と地方の協議の場で地方の皆さんと十分に協議を行うことが必要で、それ自身も3党合意の中で盛り込まれたところでもあります。

そういった意味で、この子ども手当について、この間もややいろいろな制度が新たな導入あるいは変更、それに伴う時間的な制約等で大変皆様方に御迷惑をおかけした部分があったと思ひまして、その点はおわびを申し上げておきたいと思ひますが、今後のあり方について安定的に進めていくために、どのようなことをきっちりと合意や相互理解していくことが必要かをお話し合いいただければと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、続きまして山田全国知事会長からご挨拶をいただきます。

(山田全国知事会会長) 本日は総理の御出席をいただきまして、ありがとうございます。心からお礼を申し上げます。第1回に引き続きまして、総理にこうして御出席をいただき、総理がこの国と地方の協議の場に対して非常に熱い思いを持っていただいていることに対しまして、心からお礼を

申し上げます。

私ども地方は、この国と地方の協議の場というものを、まさに国と地方が正式に協力関係をつくり上げていく場であると思っております。私たちも住民の皆様に対しまして大変大きな説明責任を負っております。そして今、厳しいいろいろな社会環境の中でその説明責任を果たすのに苦労している現状がございます。それだけに正式な場でしっかりとお話をさせていただいたものに対しましては、我々もできる限り協力をしていきたいと思っております。そして国と地方が協力をしていくことによって現場の混乱がなく、スムーズに行政ができるようにしていきたいと思っております。本日は子ども手当の問題につきまして閣議決定の前にこういう形で開いていただいたことに対し、改めて感謝を申し上げます。ただ、それだけではなくて、国と地方がお互いに協力関係をつくって、そして国民の皆さんのために実行していかなければならないことは、まだまだたくさんあると思っております。8月9日の3党合意の中でも、例えば高校の無償化の問題も、地方の子どもたちにとって大変大きな問題でありまして、このような問題につきましてもしっかりと協議をして、そして国と地方が力を合わせて良い行政ができるように、我々一同も努めてまいりたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願いを申し上げます。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、報道の皆さん、退室をお願いします。

(報道関係者退室)

(逢坂総務大臣政務官) それでは、時間も限られておりますので、早速内容に入りたいと思います。

議事に入りますが、菅総理は次の公務の関係で、ここで御退席となります。

(菅内閣総理大臣退室)

#### ○協議事項（国と地方の協議の場分科会）について

(逢坂総務大臣政務官) それでは、協議事項に進みます。

まず「国と地方の協議の場分科会」及び「社会保障・税一体改革分科会」について、枝野議長からお願いいたします。

(枝野内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（行政刷新）) お手元の資料1-1、資料1-2を御覧いただければと思います。前回の協議の場を受けまして、社会保障・税一体改革分科会を開催すること、及び協議の場分科会運営規則等について、お手元の資料のとおりとさせていただきたいと思

ます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(枝野内閣官房長官・内閣府特命担当大臣(行政刷新)) それでは、社会保障・税一体改革分科会の開催及び運営規則等については、お手元の資料1-1、資料1-2のとおりとさせていただきたいと思えます。

○協議事項(子ども手当)について

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

引き続きまして、「子ども手当について」に移ります。まず、玄葉国家戦略担当大臣から説明をお願いします。

(玄葉国家戦略担当大臣) 先ほど総理からもございましたが、8月4日に民主党、自民党、公明党の3党で、子ども手当につきまして合意がなされたところでございます。内容についてはお配りしているとおりでありますが、経緯について御説明をさせていただきたいと思えます。

子ども手当の創設あるいは高校無償化等で、私たちが子どもに光を当てていく、あるいは子どもの育ちを社会全体で応援していく。そういう方向性は私は正しいと思っておりますし、今回の合意でも変わっていないと考えております。

一方、本年3月に起きた大震災の復興財源の確保が必要になり、同時にねじれ国会であるという現状を踏まえると、実は何もしなければ、かつての、もとの児童手当に戻ってしまう状況にあったということでございます。

こういう状況下で与野党協議ということであったものですから、非常に厳しい状況が続いたのですが、いつまでも子ども政策をめぐって政治が争っているという姿は非常に良くないと考えて、最後に野党の協力も得まして、私としてはできるだけ国民の皆さんとか自治体に迷惑をかけないようにということでまとめたつもりでございます。

すなわち、10月からの23年度後半は、所得制限のない子ども手当の特別措置法でつなぎまして、24年度からは安定的、恒久的な制度として児童手当法を活用しながら、言わば新しい子どもに対する手当をつくっていくことにしました。年少扶養控除の廃止が既に決まっておりますので、24年度以降、所得制限を超える世帯についても、何らかの給付か税額控除といった税制上の措置を講じるとしております。また、意外とこだわる方が多いのですが、24年度からの名称は別途検討ということで、児童手当になると

も子ども手当になるとも決まっていないということが、3政調会長間での合意でございます。

地方に関わる話もたくさん出てまいりました。しかし、この間、昨年12月の5大臣会合におきまして、とにかく平成24年度以降の子どもに対する手当の制度設計については、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議をするという約束をしていたわけでございます。実は今回、野党からは10月から児童手当法に下さいということで相当強く言われましたが、私としては24年度以降については、とにかく地方と協議をして決めるという約束をしていましたのでこれは断っておりますが、その最大の理由は地方との信頼関係です。是非今後24年度以降のことについて、全体のことを考えた御議論あるいは御協議を、今後ともお願いを申し上げたいと思います。

また、所得制限につきましても、私どもは実は理念を考えて、あるいは自治体の事務負担を考えても導入すべきではないという立場ですが、残念ながら野党からは本年10月から所得制限を導入すべきという意見もございました。これについては、被災自治体の厳しい現状を考えれば不可能であること、また、震災が起きて所得が大きく変わった人がいる中で、22年度の所得を基に23年度から所得制限を導入することは、被災地に限らず不適切であること、被災地以外の自治体についても相当の時間が準備にかかるということで、来年度からということにしたところでございます。

このような経緯で、地方のそれぞれのお立場にもできるだけ配慮する形で3党の合意をいたしましたので、何とぞ地方6団体の皆様にも御理解をいただいて、10月以降の実務的な対応、そして24年度以降の制度について、御協力を賜りたいというお願いを申し上げたいと思います。以上です。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、続きまして細川厚生労働大臣から報告をお願いいたします。

(細川厚生労働大臣) 私の方から御報告を申し上げます。

3党合意につきましては今、玄葉大臣から御報告があったとおりでございます。合意内容にもあるとおり、平成24年度以降の子どものための現金給付のあり方につきましては、国と地方の協議の場において、地方団体と十分に協議をさせていただくことになってまいります。

今回の3党合意は今、玄葉大臣からもお話がありましたように、何らの措置も講じなければ子ども手当が9月末で廃止をされ、従来の児童手当に戻ることとなります。そうしますと支給額が下がってしまうこともあり、これでは国民の皆様に変な影響が及ぶということで、各党の御意見が異

なる中でぎりぎりの調整ということで、実現可能な点を見出したものだと私どもは考えております。そこで現在、厚生労働省におきまして合意内容に沿いまして23年度、今年10月から来年3月までの子どもに対する給付について特別措置法、この法案を今、作成中でございます。具体的には先ほど玄葉大臣の方から御報告のありました資料2の3ページにあります3党で合意をいたしました特別措置法案の骨子の内容を、基本的にはそのまま条文化しているところでございます。骨子の6の改正附則につきましても、この内容に沿いまして今回の法案の附則に、平成24年度以降の制度に関する検討も盛り込むことといたしております。本日その法案をお示しできれば良かったのでありますが、今まさに作業中ということでありまして、大変申し訳ございませんが、とりまとまり次第、速やかに情報提供するとともに、施行までの時間が限られていることも踏まえまして、制度の詳細やQ&Aを随時提示するなど、現場が混乱をすることなく円滑に施行されるように、万全を期してまいりたいと考えております。特に地方団体の関心の高い平成24年度以降の費用負担につきましては、合意内容に沿いまして地方団体と十分に協議を行った上で、平成24年度予算編成過程で決定をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。地方自治体の皆様から見れば、たびたびの制度変更で御不満であろうと思われずし、また、大変御迷惑もおかけをしております。今回も御迷惑をおかけすることになるとは思いますが、今後ともこの恒久的な制度設計におきまして、地方団体の皆様とも御相談をしてみたいと考えております。

なお、今回の見直しに伴いますシステム改修等の事務費などにつきましては、地方の皆様からも御懸念の声をいただいております。この点につきましては国からの補助を行うことを検討いたしておりますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。私の方からは以上でございます。

#### ○意見交換

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、早速意見交換に入りたいと思っております。御意見のある方はどうぞよろしくお願いいたします。

(山田全国知事会会長) 最初に申し上げましたように閣議決定の前に、こういう形で国と地方の協議の場を開いていただいたことに対して感謝を申し上げますし、私どももそうした中で今回の決定には、できるだけ協力を申し上げたいと考えております。一言言いますと、初めからこういう形で国と地方の協議があれば、多分こういうごたごたにならなかったのではな

いでしょうか。逆に私たちは野党に対してもしっかりと同じ事が言えたのではないかと思っております。是非ともこれからの制度のあり方につきましては、今、細川大臣からお話がありましたように、国と地方の協議の場でしっかりとした議論を積み重ねていただきたいと思っております。

そのときに、引っかかってしまって申し訳ないのですが、気にしておりますのは、先ほど少し費用負担を国と地方の協議の場でという話をされましたが、費用負担だけではなくて制度のあり方全体だと思っております。そう申しますのは、この後、社会保障と税の一体改革の議論もなされます。後から私どもの意見を申し上げると思っておりますが、地方は様々な子ども関係の事業をやっております。全体のバランスを我々は大変気にしております。後で森全国市長会会長や藤原全国町村会会長からもお話があるかもしれませんが、本当にバランスが崩れてしまっているのです。実際問題として今でも全体の予算額の中で非常に大きな部分を子ども手当が占めております。平均的な市の例を挙げると総予算額の 7.8%を占めていて、しかも民生費のうちの 20.3%が子ども手当になってしまっているのです。他と比べると圧倒的に多いのです。もしもこれが2万6千円になったら民生費の3分の1は子ども手当に占められてしまって、他の障害者や介護保険や後期高齢者や国保とは比べ物にならないような額になるという具合に、そういったバランス全体の一方で、今度は子どもシステムの話も出てくると思っておりますが、やはりこの問題は我々は議論をさせていただきたいと思っております。その点についてはもう少し幅広く議論をさせていただいたらありがたいと思っております。

その中で気になりますのは、これから国と地方の協議の場で議論をしていくわけでありますが、社会保障と税の一体改革についても、今回こういう規則で大変複雑にでき上がっているのですが、これは仕方ないと思いません。しかし、これから分科会がもっと簡単に設置できて、自由闊達な議論ができるように是非ともこれは議長に取り計らっていただきたいと思いません。いちいち国と地方の協議の場を開いてから、分科会運営規則を決定し議論していくという話になりますと、お話がありましたようにかなり柔軟に議論を続けていかなければならないときには、大変差し障りがあるのではないかと思っております。ですから、この問題について子ども手当、子どもシステムも含めて分科会で本当に自由に、闊達な議論ができるようにお取り計らいをいただきたいと思っております。私からはとりあえず以上です。

(逢坂総務大臣政務官)    ありがとうございます。

それでは、その他意見のある方どうぞお願いいたします。

(山本全国都道府県議会議長会会長) 都道府県議会議長会でございます。

新しい制度が今後確立される場合には、先ほどから出ておりますように地方の意見を十分に聞いていただきながら、制度設計をしていただくことがとても大事なことだと思いますし、それと同時に地方負担がどうなるかということもきっちりと確立してもらわなければいけませんので、どうぞその辺のところも併せてお願いしていきたいと思っております。以上です。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、森会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 山田全国知事会会長がおっしゃったことを、また改めて簡単に申し上げますと、いろいろ私どもの会員の中にもいろいろな強硬な意見もございましたが、バランスが崩れたというところが一番大きかったのだらうと思います。長岡市の事例を言いますと、もし月2万6千円の支給の場合は年間112億円の子ども手当が必要になるのですが、これは保育料の6年分ですから6年間無料にできるというぐらい巨額な額だったわけで、その額があればもっといろいろなことができるのになという基本的な気持ちが根本にあったと思います。それが1点です。

もう一つは、子育て関連のいろいろな事業を総合的に見ていますから、子育て関連以外のことも含めて十分協議をしていただければ、総合的なバランスの中でもっと前向きな議論ができるのではないかとということでございます。例えば子宮頸がんの件をどうするか等、きっちりと地方のことを考えていただいていることが総合的な話の中で出てくるかどうかというのは、非常に大きいと思います。そのことと言えば、例えば国から見ると非常に現場の話と思うかもしれませんが、例えば未納の保育料を徴収すべき子育て関連経費に充てることができるようにというのが本当に10月からのものに盛り込まれますと、また信頼感も増すと思いますし、子ども手当特例交付金等の問題もきっちりと対応していただければ、地方の方も非常に信頼すると思います。

いずれにしても平成24年度以降の恒久的な制度について、所得制限や負担の問題等もありますので、この協議の場で十分に議論を行っていただきたいということが、今日の一番の中心でございます。以上です。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、その他どなたか。水野副会長、どうぞ。

(水野全国市議会議長会副会長) 市議会議長会の副会長を務めている水野と申します。八王子市ですが、先ほど細川大臣からシステム改修費の問題

で、すべて見るよというお話がございました。地方としてそこがどのような費用負担になっているのかということについて申し上げれば、八王子市ではシステムを変えていくのに約3千万円かかります。その費用について市単位で出すということになると大変な負担になりますが、それについては大臣の方から確実に見ていくとおっしゃっていただいたので、非常に安堵したところでございます。

ただ、全国市長会の会長の方から出た保育料の滞納者の問題については、一部ですが、滞納が累積している人たちが滞納者の中にいます。その方たちはこれまでの滞納分についても天引きできる制度にできないか、考えていただきたいなと思います。

全国市議会議長会では、一貫して「子ども手当については全額国庫負担でやるべきだ」と主張してきました。八王子市では児童手当分の負担として子ども手当の費用の10%ぐらいの負担はしておりますが、今後、十分協議をしていただきたいと思います。以上でございます。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

藤原会長、どうぞ。

(藤原全国町村会会長) 先ほどの玄葉大臣、細川大臣の説明の中では、非常に今まで地方6団体がいろいろお願いしていたことが組み入れられて、特措法ができるということで改めて感謝申し上げます。

現実的には制度が次々に変わっておりますので、事務を担う町村にとっては非常に大変な負担があります。また、何と云ってもサービスを受ける住民も非常に混乱をきたしております、不信を招いている現実がありますので、事務方ともしっかりと検討して、政局に余り左右されないような安定的な制度を確立していただきたいと思います。特にまた特措法からしっかりとした制度になっているわけですが、是非この変更点については国民に十分周知徹底しまして、支給漏れのないようお願いをしたいと思います。

先ほど全国知事会長、全国市長会会長からも言われたように、24年度以降の制度のあり方については、十分地方が納得できるような方法で協議をしていただきたいと思います。ということで、よろしく願いいたします。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

高橋会長、どうぞ。

(高橋全国町村議会議長会会長) 群馬県の高橋です。全国町村議会議長会長です。

昨年11月の細川厚生労働大臣との会合で、子ども手当について地方の代

表ということで意見を申させていただきましたが、その席で市町村に負担をかけないでマニフェストどおりやっってくださいという意見を申しました。また、今回 24 年度から安定的な恒久的支援をするということですが、やはりその点につきましては子どもたちへこういう児童手当が出るという目標を掲げ、夢があるようなことをしてもらいたいと思います。やはりどうしても我々は小さな町村なので、負担が上がると他の事業がなかなかできません。まして東日本ブロックでは、東日本大震災があり、その中で町村は早く復興しなければならない。それでまた過重な負担があるため、国の方に全面的支援をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、私は群馬県の会長でもありますので、マニフェストどおりやっただけのも結構ですが、八ッ場ダムの方も是非ともよろしく願いいたします。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、玄葉大臣よろしいですか。

(玄葉国家戦略担当大臣) 本当に変わってばかりで大変申し訳なく思っております。つなぎ法でつないでいた状態だったということは御存じのとおりですし、単年度の法律だったので、ですから藤原全国町村会会長がおっしゃったように、政局がどうなっても安定的で恒久的な制度に 24 年度からしないといけないということに尽きるのではないのでしょうか。また、今まで懸案だった保育料とか給食費を天引きできるようにということで今回から盛り込ませましたので、先ほどの御指摘がどこまでできるのかということも含めて、しっかりと厚労省を中心に検討したいと思います。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

細川大臣、どうぞ。

(細川厚生労働大臣) 大事な 24 年度からの制度を皆様方と共有をしなければいけません。いつごろからやらなければいけないかということですが、今、この特措法の形でやっておりまして、今国会は 8 月末までですが、それまでにこの法案はまず成立をさせていただきます。この法案が成立しましたら、その後速やかに地方の皆様といろいろと御協議をさせていただいて、年末までにはきっちりと仕上げていかなければいけないと思っております。そういう意味では地方の皆様との協議の場を早急に始めたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、その他発言ございませんでしょうか。山田会長、どうぞ。

(山田全国知事会会長) 先ほど申しましたように、実はいろいろまだ地方

の関係の問題はございまして、現場を担っている我々としましては子どもシステムの問題や高校の無償化の問題など、地方の協力なくしてできない問題や、協議なくしてできない問題はいっぱいありますので、その点について是非とも御配慮をお願いしたいと思います。

この国と地方の協議の場というものを、我々も最大限活用させていただきますので、議長、よろしくお願い申し上げます。

(逢坂総務大臣政務官) それでは、枝野議長、お願いいたします。

(枝野内閣官房長官・内閣府特命担当大臣(行政刷新)) 本当に今日はありがとうございます。協議が調った事項について私が報告するという事になっていくわけですが、まさに最後に細川大臣からもありましたが、特別措置法成立後、速やかに地方の皆様と協議をして、そして年末までに地方の声をしっかりと踏まえた形で、安定的、恒久的な制度設計をしていくことについては、皆様で一致をさせていただいたかと思っております。そうしたことの中で特に事務費用については冒頭、細川大臣からも考え方をお示しいただきましたことについて、地方の側からも御理解をいただいたと思っておりますので、これは実務的にしっかりと進めてまいりたいと思っております。

また、子ども手当以外の件についても、しっかりと国と地方で御相談して進めていくべきことが多々あるということについては、その認識については共有をさせていただいたということの中で、分科会の作り方等について若干手続的に、ただ、分科会運営規則そのものによると議長が開催することになっておりますので、これは具体的にどうするかというのは今後相談させていただきたいと思っておりますが、少なくとも実態的にはしっかりと様々なテーマについて御相談ができるよう努力をしていくということで、確認をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(逢坂総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、これで大体終わりたいと思っておりますが、後日、協議の概要を記載した報告書、これは国会に報告をさせていただくこととなります。議事録についても後日、公表をいたします。今日の内容はこの後、マスコミへのブリーフィングは私の方で行いたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(片山総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 全部国会に提出されて、先般の衆議院の総務委員会では議事録をめぐってやりとりがありました。

(逢坂総務大臣政務官) いろいろ御発言があるようですが、会議は終わっ

てよろしいでしょうか。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございます。

(以上)